

手塚たかひろ 議会報告

NO20 2015年1月10日

連絡先 枚方市禁野本町 1-5-15 106

Tel・Fax 072 - 849-1545

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatakahiro.info/>



- 美術館建設、一旦立ち止まって市長は、市民との対話を！
- 政務活動費は不要。一切受け取っていません。
- 議員報酬半減に向けて、報酬の半分を法務局に供託しています。
- 原発NO！エネルギーの地産地消を推進
- 集団的自衛権NO！

議員と市長の期末手当の増額に反対しました

人事院勧告に基づいて、市職員の期末勤勉手当を増額する条例改正案が提案されました。それに連動して、市会議員と市長等特別職の期末手当を増額する条例改正案も出されました。職員の手当は、民間水準に準拠して上げたり下げたりするので、今回の引き上げは一定合理的な根拠があるので賛成しました。しかし、議員と市長等の期末手当は、そもそも民間に準拠しておらず引き上げる必要はありません。引き上げに反対し増額分 120,420 円を全額供託しました。

議員、市長等の期末手当引き上げは、11名（手塚と民主市民3、改革市民3 未来に責任4）が反対しました。市職員の期末手当引き上げは、7名（改革市民3、未来に責任4）が反対でした。

3つの請願、いずれにも賛成しました

議会改革の成果で、請願者本人が意見陳述ができるようになりました。12月議会で、

- ① 生涯学習市民センターへの指定管理者制度導入に関する請願」は、市の直営をやめて管理運営を民間に任せる計画の再検討を求めるもの。賛成4（手塚 共産党3）で不採択。
- ② 「枚方市立美術館計画の一時休止を求める請願」は、賛成7（手塚 共産党3 民主市民3）で不採択。
- ③ 「子ども医療費の中学校卒業までの助成を求める請願」は、賛成6（手塚 共産党3 民主クラブのうち2）で不採択。請願者は堂々と意見陳述をしました。

12月16日 一般質問をしました。32名が発言し今回ラストバッターです（会派に属さない議員は、毎回最後と決められています。おかしなことです）

「①美術館建設について②生涯学習市民センターと図書館への指定管理者制度導入について③ヘイトスピーチについて（要望のみ）④小・中学校への日の丸掲揚について」質問しました。一般質問の録画は私のホームページにもアップしています。

美術館建設について（質問と回答の要旨）

Q 11月27日夜、市職員と業者が香里ヶ丘中央公園に立ち入り禁止の柵を置き、立ち入り禁止の範囲も拡大。市職員と住民の信頼関係をことさらに悪化させる行為は誰の判断か。今後も、公園管理と位置づけて夜間作業を行うのか。

A 一部の市民が資材搬入に対し工事妨害をしたから、公園利用者の危険を防止するため、公園の使用を禁止しバリケード等の安全柵を設置した。公園管理者として、混乱による危険回避を図るため夜間実施を判断した。夜間作業は、公園利用者の危険防止あるいは周辺環境や交通事情などの問題を回避するため実施する場合がある。

Q やむをえない夜間作業は、近隣住民への事前説明が必要。竹中工務店から市へ、準備工事開始へ向けてどのような要望がされているのか。

A 竹中工務店は、準備工事の開始に先駆け、市に安全に工事着手ができる環境づくりの実現を要望。

Q 立て看板に4校区コミュニティ会長連名の市長への要望書を掲載。賛成意見だけでなく見直しを求める市民の要望も掲載すべきだ。近隣校区4コミュニティの人口は約34,000人。白紙撤回・見直しを求める署名は約15,000筆。地元の方は10,000筆と見積もっても、約3割が署名をしている。反対の声も含めて、正しく情報提供すべき。少なくともコミュニティ会長の市長への要望は削除して市民に謝罪すべきだ。

A 美術館整備について市民への周知と理解、正しい情報を提供するために取り組んでいる。地元の校区コミュニティ協議会会長からも早期に美術館を整備してほしいという要望をいただいた。地元の意見を反映したものと受け止め、その内容を市民に知らせ、出来るだけ早期に美術館整備を推進するために掲示した。

Q 校区コミュニティ会長が賛成しているから地元の多数が賛成しているとの認識は、飛躍がある。11月17日付けで数名の市民に警告書を送った。公園を占拠したと言っているが、一般の市民は自由に通行し、公園も利用している。市職員の通行も基本的には自由。占拠というのは誤り。公園は誰もが利用できる。立ち入り禁止地域からの退去なら、まだ、理解もできるが、公園そのものからの退

去を求めることは、警告文としても筋が通らない。市民に謝罪して警告文を撤回すべきだ。

A 美術館建設に反対する一部の市民の抗議活動は、条例第4条（行為の制限）第1項第5号の「公園の一部を独占して使用すること」に該当し、許可が必要な行為。無許可で利用上の調整も図らず一方的に使用している行為が問題で、文書の撤回はない。

Q 特定の人たちだけを利用させないことは問題だ。問題解決の具体的な展望をどう描いているのか。

A 香里ヶ丘中央公園で妨害行為を続けている市民には、速やかに公園外に退去する行政指導を行っている。妨害行為が引き続き行われる場合は、条例違反に基づく過料など必要な法的措置も含め検討する。

Q 白紙撤回や見直しを求める市民とは、市長参加の説明会を含めて、市長は2度しか会っていない。

11月20日「白紙撤回や見直しを求める内容なら市長は面談をしない」と市民に連絡。このような対応は、3ヶ月以上も膠着している現状解決の展望を失う。寄付者は、「市民と会うことは市から止められていると」言われた。請願審議で市は市民との対話時間300時間と言ったが、特に根拠はないと後で市民に答えた。白紙撤回や見直しを求める市民とは会わないとの判断は、事態を前に進めるのか、硬直させるのか市長の見解は。

A（市長）寄附者との面談を止めている事実はない。白紙撤回や見直しを求める市民との面談の場で、直接会って要望を聞いても、事態を好転させることは困難と判断。早期着工に向けた環境づくりに取り組む。

（要望・意見）

寄付者や市民がウソ言ったとも思えない。法的措置をとれば環境整備ができるものでない。市長が寄附者と相談して、一旦、休止して面談を求める市民と胸襟を開いてテーブル着くことしか、事態を解決する糸口はない。市長の英断が求められている。

*年末年始は、子ども達が安心して遊べるようにバリケードを話し合いで撤去した。

市民との話し合いが、膠着状況を改善する鍵だ。市長は市民の前に出てきて話し合いをすべきだ。